

研究

GCCにおける地域経済統合の成果とその評価

細井 長

目次

- はじめに
- 第1章 GCC経済統合の法的側面～UEAとGATT24条との整合性
- 第2章 GCC経済統合の現状
 - 第1節 自由貿易地域
 - 第2節 関税同盟へ向けて
 - 第3節 共通市場実現のための生産要素の自由移動
 - 第4節 GCC共通経済政策
 - 第5節 対外経済関係
- 第3章 GCC経済統合の評価
- 結 GCCの経済統合とは何か

はじめに

「経済統合それ自体がゴールではなく単なる最終目的達成のための手段にすぎない。(中略) 経済統合・社会統合は湾岸統一という究極の目標のひとつの手段である」¹⁾。湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council; GCC)初代事務局長アブドラ・ヤコブ・ビシャラはGCCにおける地域統合について1983年にこのように述べている。加えて彼は、「1980年代末までに湾岸は単一の共同市場になる」²⁾との見解も示した。GCCでは統一経済協定(Unified Economic Agreement; UEA)により1983年3月に自由貿易地域は成立したものの、それ以上の統合の段階には進んでいない。GCCにおいて経済統合が主要テーマに挙げられるようになったのは1990年代末とここ最近のことである。本稿においてGCC地域経済統合を規定しているUEAの法的側面とWTO・GATT体制における地域経済統合の法体系との整合性を考察し、同協定によって成立したGCC自由貿易協定をはじめとする様々な統合・協力の取り組みの経済的効果分析を通じて、GCCにおける地域経済統合に対する全体的な評価を試み、GCC経済統合の本質を明らかにしたい。

1) Bishara, Abdulla Yacoub, "The Gulf Cooperation Council: Achievement and Challenges", *American-Arab Affairs* (WINTER 1983-1984), p.41.

2) *Ibid.*

第1章 GCC 経済統合の法的側面～UEA と GATT24 条との整合性

国際通商体制を律している WTO 体制の一部をなす「関税と貿易に関する一般協定 (GATT)」は、その第 1 条で最恵国待遇の原則(無差別原則)を定め、WTO 加盟国は他の各々の加盟国に対してもっとも有利な通商条件を付与しなければならないと規定している。これは、特定国との間のみで関税を引き下げることが原則として出来ないことを意味しており、したがって特定国(域内国)にだけ有利な条件を与えることになる地域経済統合は、本来、GATT の無差別原則に反する。だが、GATT 第 24 条は地域統合にかんする条項を定められており、「関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結は、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることではなく、域内の貿易を容易にするという目的を有する場合には、貿易自由化の見地から許容される」³⁾とされ、同条項の定める要件に適合した場合に最恵国待遇原則の例外として認められる。また、開発途上国間の地域貿易協定については 1979 年の締約国団決議「授権条項」において開発途上国間の地域貿易協定の特則が合意されている。

さて GCC 地域経済統合の法的規律は 1981 年 11 月に調印され、1982 年に 6 カ国で批准された後、1983 年 3 月に発効した「統一経済協定 (UEA)」によって、経済統合についての具体的な規定がなされている。GCC は 1984 年 10 月に GATT の貿易開発理事会 (CTD) に授権条項に基づいて通報を行った⁴⁾。

UEA と GATT・WTO ルールとの整合性の判断は GATT・WTO の場において正式には行われていないが、UEA と GATT・WTO ルールとの整合性は次のように捉えることができる。まず、UEA 第 7 条において「加盟国は貿易とともに、均衡な貿易と公正かつ良好な関係を作り出すために、他の諸国、地域経済ブロック・グループとの通商政策と通商関係を調整する」⁵⁾とあり、ここで GATT・WTO ルールとのハーモナイゼーションの必要性が定められている。しかし、表 1 に挙げるように、GATT・WTO ルールと若干の不整合が存在することも指摘できる。とくに石油価格低迷とそれに付随する非石油産業育成志向の高まりという当時の経済状況を反映した UEA 第 4 条 2 項では、「対外統一関税の目的のひとつは国際競争から国産品を保

3) 通商産業省通商政策局編『2000 年版 不正貿易報告書』通商産業調査会出版部、2000 年、368 ページ。

4) なお授権条項による地域貿易協定に対する規律のあり方は不明確であることが指摘されており(上掲書、370 - 372 ページ。), GATT・WTO において授権条項に基づいて通報された地域統合について GATT24 条との整合性を審査するか否かの意見がわかれており、UEA についても審査など通報以外の処置は今もって取られていない。

5) UEA の条文については Ramazani, Rouholla K., *The Gulf Cooperation Council: Record and Analysis*, University Press of Virginia, 1988, pp.106-108. に掲載の英語による条文に拠っている。以下、UEA の条文を引用の際はこの部分から日本語に訳したものを記述する。

表1 UEA と WTO ルールとの主な不整合点

UEA の条項	WTO ルールとの不整合点
3 条 1 項：(原産地証明の条項で)「GCC 加盟諸国民は製造業企業の 51%以上の資本所有を行わなければならない。」	貿易関連投資措置(TRIM)や GATS に抵触。TRIM2 条や GATS16 条「市場アクセス」は外資規制を行ってはならないとする。
4 条 2 項： 「対外統一関税の目的のひとつは国際競争から国産品を保護することにある。」	GATT24 条 4 項において、関税同盟や自由貿易地域は構成国間の貿易を容易にすることにあり、他の締約国との障害を引き上げないことを条件に認められる。EA4 条 2 項の文言は明らかにこれに反する。
11 条 1 項： 「加盟国は採掘、精製、マーケティング、加工、価格設定、天然ガスの探鉱、エネルギー資源の開発の全てについて、政策の調和を努力する。」 同 2 項： 「加盟国は統一された石油政策を明示し、諸外国や(OPEC, OAPEC 等の)専門機関と向き合う共通の姿勢を採用する努力をする。」	GATT20 条(g)(GATT の一般的例外、有限天然資源の保存保存に関する措置)を適用する際の、「同様の条件の下にある諸国の間において任意もしくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で適用しないことを条件とする」規定に矛盾。
13 条： 「(政策)調和の枠組みの中で、加盟国は工業、農業、サービス分野での合弁の設立に特段の配慮を払い、公的部門、民間部門、公私混合部門の支援を行うべきである。」	合弁への支出は補助金に相当するものと考えられる。政府調達において GCC 域外国からの輸入(調達)の差別となる可能性あり。GATT24 条とともに、補助金並びに相殺措置に関する協定(SCM)にも抵触。

Al-Khalidi, Thouka M.S., "Arab Economic Integration: Requirements and Implications under Global Changes" In Ahmed Al-Kawaz, ed., *New Economic Developments and Their Impact on Arab Economies*, Elsevier Science B.V. (Amsterdam), 1999, pp.212-214. の本文をもとに著作作成。

護することにある」と明記されている部分は明らかに GATT24 条に反しているといえよう。このような不整合な点の存在に対し、国連西アジア経済社会委員会(ESCWA)のハリディ(Al-Khalidi, T. M. S.)は「GCCのUEAは、自由貿易地域や関税同盟について定めた1947年GATT第24条をまったく考慮に入れずに調印された」⁶⁾と評しているが、しかし表2にあるように、UEAが調印された1981年時点においてGATTに参加していたのはクウェートのみであり、GCC諸国の貿易構造からもGATTルールに従わずともとくに整合性が問題になることはなかったのである。ただ、現時点になるとサウジアラビアを除いた5カ国がWTOに加盟し、サウジアラビアも加盟交渉を進めていて、GCCのWTO内でのプレゼンスが高まりつつあること、一方で近年GCCが関税同盟化へ向けた動きを加速させていること等から今後、GATT・

6) Al-Khalidi, Thouka M.S., "Arab Economic Integration: Requirements and Implications under Global Changes" In Ahmed Al-Kawaz, ed., *New Economic Developments and Their Impact on Arab Economies*, Elsevier Science B.V. (Amsterdam), 1999, p.212. なお、ここではUEAが調印された年が1988年との記述があるが、1981年の間違いであろう。

表2 GATT, WTO 加盟状況
(2001年1月現在)

国名	加盟年
バハレーン	1993年12月
クウェート	1963年5月
オマーン	2000年10月
カタール	1996年1月
サウジアラビア	加盟申請中
UAE	1996年4月

WTO 協定との整合性について問題が生じることも考えられる。

第2章 GCC 経済統合の現状

第1節 自由貿易地域

GCC 自由貿易地域は1983年3月1日に発効した UEA によって成立した。UEA 第2条1項で次のように域内関税の撤廃が定められている。「(GCC 加盟国が) 原産国であるすべての農産物, 畜産物, 工業製品, 天然資源の関税を撤廃し, 他の課徴金も(自国と)同等のものとする」。続く UEA3 条では国産品と同等の扱いを受け, 関税が免除される製品の原産地規則が定義されている。それによると, 最終付加価値工程の40%以上が GCC 諸国で付加されたもの, GCC 諸国が資本比率で51%以上を所有する生産施設で生産されたものである。

自由貿易地域の取り決めにかんしては例外も存在し, 加盟国の発展の度合いや開発戦略の比重の置き方など, 各国の状況によって関税撤廃義務の一時的な免除が認められる場合がある(UEA 第24条)。たとえばクウェートは天然資源製品について関税撤廃義務が免除されており, またオマーンはセメント(およびその派生製品), アスベスト, プラスチックおよびポリスチレン製品, 植物油, 工業清掃業者, 自動車バッテリー, 電球という多くの製品について関税撤廃義務が免除されている⁷⁾。物品の貿易に関連し, UEA5 条でフリー・トランジットも認められており, 域内間は自由に物流が可能であり, 関税と同様に物流にかんする課徴金等も免除される。ただし, UEA 第6条で当該国の法令等で国内流通や輸入が禁じられている物品⁸⁾ については, 事前に加盟国の税関当局間でリストを交換することによりフリー・トランジットの義務を免除できるものとされている。

UEA によって自由貿易地域が成立し関税障壁は撤廃されたが, 加盟国間の基準・認証制度の相違が非関税障壁となる恐れがあり, 基準の相互認証および統一の問題が発生する。この問

7) Koppers, Simon, *Economic Analysis and Evaluation of the Gulf Cooperation Council (GCC)*, Peter Lang (Frankfurt am Main), 1995, p.100.

8) たとえば, サウジアラビアでは豚肉とアルコール飲料が宗教上の理由から国内での消費が禁止されている。

題について GCC は「GCC 標準化・度量衡機構 (Standardization and Metrology Organization for GCC Countries; SMO-GCC)」を設立し、基準共通化に取り組んでいる。GCC 諸国の経済構造の多様化・(輸出)工業化の観点からも、加盟国間のみならず国際的にも基準・認証制度のハーモナイゼーションの必要性があり、現在、アメリカと EU の基準との整合作業を進めている⁹⁾。

第2節 関税同盟へ向けて

GCC の関税同盟化については UEA 第4条1項において、「加盟国は第三国の製品に対する適切な統一最低関税を設定する」と規定されている。同2項においては既述のように「国際競争から国産品を保護する」という関税同盟設立の目的のひとつが示されている。また同3項では UEA 発効から5年以内に関税同盟へ移行するという期限が示されている。

UEA 締結後の関税同盟へ向けた動きについてであるが、関税同盟化へ本格的な取り組みが始まったのは1990年代半ば以降のことである。とりわけ1999年11月の第20回リヤド首脳会議で GCC 結成以来およそ20年にわたるの懸案であった対外共通関税を2005年3月に導入することを合意したことは、GCC 経済統合のひとつの大きな前進といえる。同首脳会議では、基礎食料品や農産物の一部が関税率0%、原材料など一般品目が5.5%、家電や自動車、貴金属などの奢侈品が7.5%の税率と決められた。もっともこの対外共通関税の税率と実施期間をめぐってサウジアラビアと UAE の対立があったとされている。サウジアラビアは税率6~8%で1年以内に実施することを望んだのに対し、UAE は税率4~6%で7年以内に実施することを要望し、両国間の対立がみられた、とのある湾岸諸国高官の弁が報じられ¹⁰⁾、税率にかんしては、サウジアラビアとバハレーンが8~12%、クウェート・オマーン・カタルが6~8%の税率を望んだとのブシト・ドバイ税関長官の発言も報道されている¹¹⁾。いずれにせよ、サウジアラビアが高関税を、UAE が低関税率を望んだことは事実である。この背景には、サウジアラビアは多額の関税収入と自国の工業化のための保護関税政策を採用しており、他方中東で有数の自由港ドバイを擁する UAE は、GCC 統一関税が高関税率に決定されることにより自由港としての機能が制限されることを避けたいドバイ首長国の低関税化に対する強い要望の存在がある。こうした事情の中で、サウジアラビアと UAE 双方が妥協したのは両国とも世界経済のグローバル化が急速に進展しつつあるなかで、地域経済統合という手段で世界経済に取り残されないようにしたいとの思惑が一致したと考えられる。後述することになるが、とりわけ GCC 最大の貿易相手国(地域)である EU は、GCC の関税同盟化を EU-GCC 間の自由貿易協定締結の

9) *Ibid.*, p.102.

10) Reuters (on-line), November 29,1999. 1999年11月30日午前0時5分ダウンロード。

11) Gulf News (Web Edition), November 30,1999. 1999年12月1日午前10時1分ダウンロード。

表 3 GCC 諸国の輸入関税率（％）

国名	最低	最高 †
バハレーン	4 ‡	20
クウェート	4 ‡	
オマーン	5 ‡	
カタール	4 ‡	
サウジアラビア	0	20
UAE	4	4

† 酒類やタバコなど国によって最高関税率に例外が存在する。

‡ 非 GCC 諸国に対する税率を示す。

出典 Alonso-Gamo, Patricia, Annalisa Fedelino, and Sebastian Paris Horvitz, *Globalization and Growth Prospects in Arab Countries*, IMF, 1997, p.15.

条件にしており、このことが GCC に対外統一関税の導入決定を急がせた主要因といってよい。この他、WTO 加盟申請中のサウジアラビアが、GCC 経済統合の進展を WTO 加盟交渉のための有利な材料にしたいとの政治的な意図もあったと推測できる。

第 20 回首脳会議で決定した対外統一関税は 2005 年 3 月に実施されることになっているが、各国ばらばらの関税率の調整という国家主権のひとつである徴税権にかかわる大きな問題が残っており、国内政治レベルでの乗り越えるべきハードルはいまだ高いのが現状である。

第 3 節 共通市場実現のための生産要素の自由移動

関税同盟のより高次な統合の段階が共通市場である。GCC は UEA2 条で自由貿易地域、同 4 条では関税同盟について定め、UEA8 条で共通市場にかんする内容を定めている。さらにその UEA8 条では、労働と住居の移動の自由、所有、相続の権利、経済活動の自由、資本移動の自由、の 4 つの問題については GCC 域内における諸国民を差別待遇してはならないとしている。この 8 条に基づき、1983 年には工業、農業、畜産業、水産業、建設業の分野での域内における企業設立と労働移動が認められ、その後対象分野はサービス業にまで拡大している。また、たとえばサウジアラビアの医師免許は GCC 各国で有効とするなど、医師、法律家、会計、エンジニアリング、コンサルタント等の専門職業ライセンスの相互承認も認められている¹²⁾。この他、人の移動にかんしては、1987 年に GCC 諸国間では査証が不要となり、一部の国の間では ID カードのみで相互往来が可能になった。また所有権については一定の条件の下で他国における土地所有が認められることになり、資本移動の自由についても GCC 諸国民の域内での株式所有が認められている。加えて UEA9 条では、各国の経済的関心を多様化させるために、民間企業が他加盟国企業と合併設立することに各国政府が便宜を図ることも定め

12) Koppers, *op.cit.*, pp.105-106.

られている。

第4節 GCC 共通経済政策

GCC 地域経済統合を規定している UEA においては、さらに第 10 条において、「加盟国間の経済統合達成の観点から開発計画の調和を達成するための努力をすべき」とされる基本原則が述べられており、つづいて第 11 条で石油（産業）政策の調和を定め、第 12 条では 統合を基盤とした工業化と経済活動の多様化を目指した工業政策の調和、工業規格の統一、域内分業を推進すべく産業設立をおこなう、という域内工業化政策が定められている。そしてこのような目的を達成するために各国政府は工業分野などにおける合弁会社の設立を促し、補助金などの手段を用いてそれを支援することを第 13 条で規定している。また、第 14～17 条において、工業化に必要な技術協力、技術移転（GCC 域外国からの技術移転も含む）そして人材開発のための政策協力と調和を求め、さらに第 18～20 条で運輸・通信分野の協力関係の構築を求めている。

ところで GCC 諸国の経済にとって石油の果たす役割が極めて大きいことは説明するまでもない。それゆえ、先に触れたように UEA 第 11 条において石油政策の調和が志向されたことは当然のことといえる。ところが、「GCC は売り手市場から買い手市場へと世界の石油市場が劇的な変化を遂げる黄昏時に誕生した」¹³⁾ ため、バハレーンとオマーン以外の 4 カ国が加盟している OPEC ですら 1980 年代以降、これまでのような価格決定機能を失い弱体化しつつある状況のもとでは、GCC として有効な石油政策を打ち出すことができなかった。またサウジアラビアや UAE、クウェートが OPEC の主要国であり、大きな発言力を有していることから、GCC としてことさらに石油政策を打ち出す必要がなかったといえる。たとえば GCC 石油相会議においても OPEC への姿勢を確認する程度であった。しかし 1985 年にサウジアラビアのスウィング・プロデューサーとしての役割の放棄にともない原油価格が大暴落したことを受け、GCC は 1987 年の首脳会議で初めて石油問題に触れ、翌 1988 年の首脳会議では中心テーマに据えられた。もし石油問題で GCC として結束ができれば OPEC の石油政策はより高い実効性をもちうること、加えて OPEC 非加盟国のバハレーンとオマーンにとっては GCC を通じて間接的ながらも OPEC の議論に参加できるというメリットの享受がその政策の目標であると思われる。もっとも、OPEC 内部ではサウジアラビアなどの穏健派とイランなどの強硬派との政策的対立がみられ、また価格・生産カルテルとしての機能を十分果たしていない現状では、OPEC の石油政策そのものの真価が問われているのも事実である。

GCC レベルでの工業化政策については以下のような特徴や事実が指摘できる。これまで GCC 諸国の経済開発については「これらの国々が同じ程度の資源基盤をもっていたこと、オイ

13) Ramzani, *op.cit.*, p.97.

ルショックとの関係上、経済発展がいずれの国の場合も同じように70年代に集中していたこと、などの共通の背景からこれらの国々が必然的に同一工業基盤へと導かれる傾向¹⁴⁾がみられ、そのため「地域間貿易の機会を確実に減らし、かつ地域内であれ、輸出市場での破滅的競争の危険をも相当高め¹⁵⁾てしまう可能性があることが一般的に言及されていることをまず指摘しておかねばならない。それゆえ、GCC域内の産業配置などしかるべき工業化戦略にかんする調整の必要性があり、1985年に打ち出された「GCC工業戦略」でもその点が強調されていることは事実である。ただそこでは「～すべき」という文言ばかりが目立ち、「どこにどのような産業を配置する」といったような具体的な戦略は見出されておらず、あくまで「指針」の域を越えておらず、「多分これからも打ち出されることはないだろう¹⁶⁾」と断言する論者がいるのも事実である。GCCにおける工業化政策は数例を除き、各国独自の産業政策に従って工業化を図るとというのが現在のGCC各国の姿勢である。

では、GCCとしての工業化政策の例とはどのようなものであったのだろうか。これらの政策は湾岸投資会社(Gulf Investment Corporation; GIC)と湾岸工業コンサルティング機構(Gulf Organization for Industrial Committee; GOIC)によって推進された。GICは1982年の第4回GCC首脳会議でその設立が決定され、GCC6カ国により総額21億ドルの資本金を対等な比率で出資された投資会社であり、GCCの経済統合を推進し、脱石油の経済開発と民間企業育成を目的としてクウェートを本部に1983年11月に業務を開始している。GICは1991年末までに200あまりのプロジェクトを調査・審査し、パハレーンの非石油輸出産業の中心をなすアルミニウム精錬を行うアルミニウム・パハレーン(Aluminum Bahrain)に対するシンジケート・ローンの主幹事行を代表とする12のプロジェクトに投資を行っているが、こうした事業はGCCにおける非石油部門の域内分業を推し進めるものではなかった。コパーズ(Koppers, S)は「GCC地域のわずかな額の投資に原因があるものだとしてもGICは劇的な成功を収めてこなかった。しかし、少なくともGICは健全な財政運営と、最終的に補助金による救済のみが可能となる(著者注:利益の見込めない不効率な)プロジェクトに携わる前に慎重かつ徹底的な調査に着手していた。GICの専門的鑑定は、特定のプロジェクトの評価やGCC共通市場への進展の評価、あるいはGCC諸国におけるビジネス環境向上の方法を計画する際、GCCにとって多大な貢献となった¹⁷⁾」と、GICの評価を下している。

一方GOICであるが、これはGCC諸国の工業部門の協力と調整を目的としてGCC諸国政

14) Zazzam, Henry T, *The Gulf Economies in Transition*, Macmillan, 1988, p.125. 伊藤治夫『中東産油国の工業開発』国際書院, 1993年, 71ページ, に引用。

15) *Ibid.*

16) Koppers, *op.cit.*, p.113.

17) *Ibid.*, pp.161-162.

府によって設立された年間予算 500 万ドルの非営利機関である。GOIC は工業部門の合併事業の評価と宣伝, GCC の工業化政策の調査, 民間および公的部門のコンサルティングなどを主な業務としており, 投資業務は行っていない。この「GIOIC のスタッフは高い能力を持ち経験を積んだ専門家によって構成されている」¹⁸⁾ のであり, 彼らの綿密な事前調査によって収益などの面で実現可能なプロジェクトが厳選されているため, GIOIC が手がけたプロジェクトで実際に生産活動を行っているものはバハレーンの湾岸アルミニウム圧延会社 (Garmco) くらいのものであり, 他の多くは調査段階でとどまっている。GIC と同様, GIOIC の成果もあまり目立つものではない。

以上のように GCC レベルで調整された産業政策・工業化政策には目立った成果はみられなかった。それは各国がそれぞれ個別に工業化を進めるという手段を選択したためである。その過程でバハレーンのように金融センターというサービス産業立国を目指す国や, UAE・ドバイ首長国のように中継貿易基地という産業育成政策を採用した国も確かにあったが, 石油精製・石油化学工業といった同一産業に集中してしまう傾向がみられることになった。表 4 は GCC 諸国の GDP 構成比率である。この表からバハレーンを除くすべての国で 1980 年と 1995 年を比較すると, 製造業の比率が上昇しているのが読み取れるが, 製造業の半分以上は石油精製や石油化学工業が占めているといわれている(後述の表 12 の SITC 分類表を参照)。もっとも石油という枯渇性資源に依存した工業化を進める危機感は現地にも存在する。そのため現在各国が力を入れているのが, フリー・トレード・ゾーンの整備であり, 1985 年に完成した UAE・ドバイのジュベル・アリ・フリー・ゾーンが中継貿易(再輸出)基地として大成功を収めて国内外から高い評価を受けた事例に刺激され, UAE が建設中も含め 7 首長国すべてがフリー・ゾーンを有しているのをはじめとして, GCC 各国で整備が進められている¹⁹⁾。また, ジュベル・アリやライスト(オマーン)などはフリー・ゾーンを既存のジュベイルやヤンブー(ともにサウジアラビア)などと同様の輸出を狙った臨海型工業団地に発展させている。このように各国レベルで独自に工業化の中心としてフリー・ゾーンと臨海型工業団地の整備が行われているが, 「乱立」状況であるため将来共倒れの可能性があること, 全体として適切な調整が望まれているなどが指摘されなければならない。

GCC 地域経済統合では GCC 全域にわたってのインフラ整備も計画されている。しかし, 現実には程遠く, たとえばリヤドとダンマンに鉄道を建設し, それをさらにイラクの鉄道網に結び, ヨーロッパまで鉄道で結ぶ計画の実施は今日に至るも延期されている。また, 域内のガス・

18) *Ibid.*, p.164.

19) GCC 諸国の他にも, エジプト(スエズ等), イエメン(アデン)やインド(ムンバイ等)などにも存在し, 同一地域におけるこうしたいわば「乱立」した状況はフリー・ゾーン同士の競合という問題を生み出す可能性がある。

表4 GCC諸国のGDP構成比率（単位：％）

		1975	1980	1985	1990	1995
バハレーン	農業	1.55	1.11	1.29	0.80	0.86
	鉱業	27.81	32.29	28.21	19.14	15.38
	製造業	23.01	14.76	9.94	10.88	17.55
	建設	5.44	6.03	9.42	5.53	4.85
	その他	42.18	45.82	51.14	63.65	61.36
クウェート	農業	0.25	0.19	0.61	0.86	0.43
	鉱業	70.52	65.27	49.38	39.45	39.59
	製造業	5.60	5.62	5.94	11.59	11.21
	建設	2.11	3.72	4.02	1.82	3.07
	その他	21.52	25.21	40.05	46.26	45.70
オマーン	農業	2.78	2.55	2.71	2.59	2.78
	鉱業	66.99	62.05	48.75	47.99	38.31
	製造業	0.29	0.76	2.38	2.93	4.66
	建設	9.74	5.71	7.01	2.29	2.59
	その他	20.19	28.93	39.15	44.20	51.66
カタール	農業	0.72	0.52	0.95	0.78	0.98
	鉱業	68.18	67.14	42.84	38.02	36.91
	製造業	2.58	3.29	7.90	12.88	8.40
	建設	7.75	5.43	5.86	4.22	6.63
	その他	20.76	23.62	42.45	44.10	47.08
サウジアラビア	農業	0.96	1.19	4.39	6.41	6.71
	鉱業	66.92	61.83	28.70	35.83	33.85
	製造業	4.97	5.00	7.80	8.13	9.07
	建設	9.64	11.17	12.34	8.70	9.24
	その他	17.52	20.81	46.76	40.92	41.12
UAE	農業	0.83	0.75	1.29	1.55	2.87
	鉱業	67.06	64.43	45.29	46.90	30.92
	製造業	0.94	3.82	9.30	7.85	10.42
	建設	10.92	8.95	9.03	7.93	8.68
	その他	20.25	22.05	35.09	35.77	47.12
GCC	農業	0.89	0.99	3.01	4.32	4.62
	鉱業	66.93	62.41	36.30	38.72	33.88
	製造業	4.61	4.89	7.51	8.36	9.51
	建設	8.48	9.23	9.94	7.18	7.77
	その他	19.10	22.48	43.24	41.24	44.22

出典 United Nations ESCWA, *Survey of Economic and Social Developments in the ESCWA Region 1998-1999*, United Nation Publication, 1999, pp.35-36.

原資料 ESCWA, *National Accounts Studies of the ESCWA Region*, various issues.

パイプライン網，オマーンのインド洋側に石油精製所を建設し，そこに原油を運ぶ域内石油パイプライン網（これによってホルムズ海峡を経由せずに石油輸出が可能となる）などの建設プロジェクトは，調査はされたがいずれも経済的・技術的な理由で計画が断念されている²⁰⁾。現在計画

20) *Ibid.*, p.116.

が進められているのが、域内電力送電線網相互接続のプロジェクトである。これは1997年の首脳会議で討議され、以降、本格的な取り組みが始まった。

金融・通貨面での経済政策については、UEA第22条で「加盟国はさらに進んだ望ましい経済統合のために共通通貨を導入する努力を含めた、金融・通貨機関および中央銀行の（政策）調和を追求する」と通貨統合を志向しているが、これまでGCCの正式な協定などは締結されていない。GCC諸国は石油収入をドルで受け取る関係上、クウェートを除いた5カ国が米ドルとの実質的な固定相場制を維持しており、クウェートも米ドルを含むいくつかの通貨との通貨バスケットを採用しており、域内貿易量もさほど多くないので、今のところ実際問題として為替レートは大きな問題になっていない。為替取引では協調する現実的でないのである。このように為替レートが実質的に固定している状態であれば、6カ国共通の通貨を導入すること、いわゆる通貨統合は容易なように考えられるが、「クウェートとオマーンの中央銀行がガルフ・ディナールやガルフ・リヤル（著者注：仮の共通通貨名称）の創設は『湾岸市場統一のための全ての動きによって決まる』と指摘している」²¹⁾という発言などからすれば、この問題について各国は慎重な姿勢を見せているとみた方がよい。だが、対外統一関税率を決定した1999年のリヤド首脳会議後に、サウジアラビア通貨庁のハマド・アル・サイヤリ総裁は日本経済新聞とのインタビューでGCCが経済統合をさらに進めて域内単一通貨の導入を目指す旨の発言を行っており²²⁾、ドバイ商務・工業省のタイヤー大臣は「単一通貨導入には政治・経済的な困難が伴うが、『夢は実現しなければならない』」²³⁾、と述べるなど近年は従来とは異なった姿勢もみられるようになり、ついには2000年12月の第21回首脳会議では通貨統合に基本合意し、計画の実施時期を次回2001年12月にマスカットで開催される首脳会議までに示すことが決定された。しかし、より極論をいえば、理論上、経済統合が深化すれば通貨統合に至るのであるが、果たしてGCCはそのような段階まで経済統合を進める必要があるのだろうか。GCC統合の「シンボルとしての通貨統合」のみが目的であるならば異論はないだろうが、経済的な通貨統合の必要性は現在のGCCに見出すことはできない。

第5節 対外経済関係

GCCの対外経済関係の主要な関心事は、安定した石油収入、精製した石油や石化製品などの輸出品に対する市場開放（自由市場）要求、外国人労働者、資本財・生産技術や生産ノウハウの導入、であると指摘されている²⁴⁾。これらのうちで単純労働者から高度な技能をもつ専

21) *Ibid.*, pp.119-120.

22) 『日本経済新聞』1999年12月3日。

23) Gulf News (Web Edition), October 10, 2000. 2000年10月10日午後9時28分ダウンロード。

24) Koppers, *op.cit.*, p.167.

門家にいたるまで外国人労働者の導入が相応の成果をあげたものの、その他の分野についてはとりたてて成果がみられない。たとえば GCC 諸国の製造業輸出品は、精製済み石油や石化製品が大半を占めることは前にも触れた通りであるが、石化製品は産油国という地の利と政府の補助金によって、国際市場における価格競争力を有している。そのため、これら製品の主な輸出市場である、EU やアメリカ、日本などとの間で摩擦を引き起こしてきた。そのため以下でみるように GCC はこれら諸国との経済的交渉という役割を担うようになっていく。とりわけ EU との関係はアメリカや日本に対するそれと比べてもっとも深化している²⁵⁾。

GCC の対外経済交渉のきっかけともなった出来事は、EC の関税が免除される輸入上限の 12 倍ものメタノールがサウジアラビアから輸入されているとのオランダのクレームによって、1984 年 6 月に EC がサウジアラビアから輸入される同製品に 13.5% の関税を導入したことであった。当時の GCC 諸国は GATT 体制下の特惠関税制度 (GSP) によって無関税で EC に石化製品を輸出できる状態にあった²⁶⁾。GCC は直ちに EC との交渉に着手し、1987 年の首脳会議では EC との公式な交渉を開始すると宣言を行っている。この交渉はその後単なる貿易交渉から EC・EU と GCC の間での包括的な協力関係構築のための交渉に変化し、1988 年に「EU-GCC 協力協定」が締結され、1990 年 1 月に同協定は発効したが、それは同時に GCC が先進国との経済交渉面で重要な役割を果たすことを示した事例として注目される。

「EU-GCC 協力協定」は自由貿易交渉、経済協力が定められており、協定に含まれていないが政治的協力を含め EU-GCC 協力の 3 つの柱となっている。政治的協力ではイラク問題やパレスチナ問題をはじめ、アフガニスタン問題、コソボ問題など中東に限らず、広くイスラム世界の諸問題について EU と GCC が意見交換を行っている。しかし GCC にとって政治協力以上に重要であるのは、協定に定められている自由貿易交渉と経済協力であり、これを推し進めるために GCC は EU の提案に従って関税同盟を形成する予定であることは既に述べた。しかし、両者の貿易交渉で重要な課題となっているのは石化製品輸出であろう。というのは、EU の石化産業ロビーは、GCC と自由貿易協定が締結されると競争力のある廉価な石化製品がこれまで以上に流入するとして、EU に圧力をかけているからである。また、EU は地球環境問題に熱心に取り組んでおり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制を目指し炭素税を導入し、

25) 本文では取り上げていないが、1985 年以降、アメリカや日本とも経済協力交渉・対話を行っている。両国とは対 GCC 投資環境整備に重点が置かれているが、アメリカとは自由貿易協定も話し合いの視野に入っている。(Kalicki, Jan H., "The U.S. and the Gulf: Commercial Challenges and Opportunities", *Middle East Policy*, VOL. VII, No.1 (October 1999), pp.72-77.)

26) この GSP については、1990 年にサウジアラビアの 6 つの石化製品が GSP の対象から外された。他の GCC 諸国の石化製品も順次この制度の対象外になり、さらにはサウジアラビアから輸出される尿素が EC のアンチダンピング課税の対象になるなど、GCC の石化製品の主要市場たる EC との経済摩擦が顕在化していった (Ibid., pp.168-169.)。

化石燃料の使用を減らす計画を打ち出している。それに対し GCC は、計画は化石燃料の需要減退を招き GCC 経済の悪化をもたらすとして反対の姿勢をとっており、導入される場合の需要減退分の補償を求めており、化石燃料・石化製品をめぐって EU の環境政策と GCC の経済的利害の対立構造が見られる。経済協力面においては、エネルギーや環境といった分野から人材育成、工業開発、投資など実に広範な分野にわたっており、それぞれの分野ごとに委員会が設けられて一層の協力に向けた話し合いが進められている²⁷⁾。とくに GCC は工業開発や直接投資分野の EU 側の協力を期待しているが、EU 側も石油・ガス開発などの産業については積極的な姿勢をみせているものの、それ以外の製造業にかんする対 GCC 直接投資は低調である。その背景には 1990 年代に入り東欧諸国の市場経済化が進み、EU の投資市場として東欧諸国が脚光を浴びている反面、中東・GCC への投資が軽視されているという現実があると考えられる。

ところで 1995 年以降、「自由貿易協定交渉が脇に追いやられ、政治協力と経済協力のパートナーシップ構築という 2 つの柱が前面に押し出された。そのため自由貿易交渉はもはや中心課題ではなくなった」²⁸⁾といわれている。自由貿易協定交渉がなかなか前進せず、EU・GCC 協力関係のあり方に疑問が生まれ、協力のあり方を軌道修正しようとの提案が 1995 年に出され、新たに経済協力の一環としてビジネス環境や科学技術協力などの新分野が追加されることになったからである。「EU-GCC 協力協定」締結当時、GCC 側には短期的に協力の深化による EU からの直接投資を通じて技術移転を図り、長期的に石油依存経済を多様化するという目的があり、それに加えてヨーロッパ市場の自由な市場アクセスによって収入を増やすという計画があった。また、EU 側にも GCC との協力関係を構築することによって将来的なエネルギーの安定供給を確保するという戦略があった²⁹⁾、とされる。EU 側の成果はともかく、GCC 側の目的は現時点では達成されておらず、その不満は高まっている。そのため 2000 年 10 月にドバイで開催された第 1 回 “Gulf Euro Summit” では EU は GCC との自由貿易協定締結をいわずらに引き伸ばしているとして GCC 側の不満が続出した³⁰⁾。しかし、EU との自由貿易協定締結に GCC 諸国工業化の方図を求めざるをえないところに、GCC の抱えるジレンマがある。

第 3 章 GCC 経済統合の評価

地域経済統合の類型は様々である。もっともよく知られている類型がベラ・パラッサ (Balassa,

27) Saleh, Nivien, “The European Union and Gulf States: A Growing Partnership”, *Middle East Policy*, VOL. VII, No.1 (October 1999), pp.53-61.

28) *Ibid.*, pp.60-61.

29) *Ibid.*, p.64.

30) Gulf News (Web Edition), October 9, 2000. 2000 年 10 月 9 日午後 8 時 18 分ダウンロード

B) の5つの類型³¹⁾であろう。パラッサは地域統合をその度合いによって、

自由貿易地域 (Free Trade Area) : 加盟国間の関税および数量制限の撤廃。

関税同盟 (Customs Union) : 域内の貿易自由化と対外共通関税の撤廃。

共同市場 (Common Market) : 貿易上の制限撤廃に加え、財・サービス・生産要素の自由移動の実現。

経済同盟 (Economic Union) : 共同市場を基盤として、構成国間での租税措置、各種規制、経済政策の協調。

完全な経済同盟 (Economic Integration) : 超国家機関による統一的な財政・金融政策の実現。という5つに分類している。こうした分類にアナロジーするとすれば、GCC の場合は1983年にUEAによって自由貿易地域の段階には達している。関税同盟は2005年に開始されることが決まっており、生産要素の自由移動も完全ではないが実施段階にいたっている。さらに通貨統合まで統合の構想は進展している。

通商白書として初めて地域統合に積極的な評価を与えた『2000年(平成12年)版通商白書』は、地域統合の経済効果を表5のように5つに整理している。また貿易創造効果と貿易転換効果については1950年のヤコブ・ヴァイナーの先駆的な業績³²⁾以来、多くの地域統合体を対象

表5 地域統合の効果：域内・域外への影響

地域経済統合の効果		内容	評価 統合参加国域外国	
静態的 効果	貿易創造効果	域内の貿易障壁撤廃により、域内貿易が拡大する効果	+	+(間接的)
	貿易転換効果	域内の貿易障壁撤廃により、域外の効率的(低コスト)生産国からの輸入が域内からの輸入に転換される効果	-	-
	交易条件効果	共通関税の設定により、地域統合加入国の購買力が強化され、域外からの輸入価格を押し下げる効果	+	-
動態的 効果	市場拡大効果	域内の貿易障壁撤廃により市場が拡大し、規模の利益による費用低減が可能となる効果	+	+(間接的)
	競争促進効果	域内市場開放により国内市場への競争圧力が高まり、生産性が高まる効果	+	+(間接的)

出典 通商産業省『通商白書2000総論編』, 2000年, 106ページ。

31) Balassa, Bela, *The Theory of Economic Integration*, Allen and Unwin, 1962, pp.1-3.

32) Viner, Jacob, *The Customs Union Issue*, Carnegie Endowment for International Peace, 1950, pp.41-81.

にして様々な分析がなされてきた。自由貿易地域を完成させ、関税同盟への歩みを進める GCC において、これらの経済効果はどのようなものであろうか。まず GCC 諸国の貿易構造の変化から GCC 地域経済統合の効果を検討してみたい。最初に金額ベースでみた場合の各国における貿易相手先の構造(表 6 から 11)と SITC 分類の品目別輸出入構成比率(表 12)を挙げたが、これらの表から各国の貿易構造の特徴を見出すことができる。

バハレーンであるが、この国の貿易構造は GCC 諸国の中では極めて特異な構造を有している。他の諸国(近年のオマーンやクウェートの一部を除く)が一様に対先進国向け輸出入比率が高いのに対して、同国は輸出入ともに対途上国が占める割合が大きい。なおかつ、輸出入の品目構成も特徴的であり、他の諸国が SITC-3(ここでは石油であるが)の輸出が 97 年の数値で 7 割から 9 割を占めるのに対してバハレーンは 6 割弱である。また他の諸国の輸入品が SITC-7 で分類されている機械類や自動車などのシェアがもっとも高いのに対して、バハレーンではそれ以上に SITC-3 の輸入が GCC 6 カ国の中で唯一 3~4 割という極めて高い比率を占めている。バハレーンは GCC 諸国の中で最初に石油が発見された国であるが、埋蔵量・産出量ともに少なく、早くから自国の石油資源に依存しない経済構造の構築を志向してきた。バハレーンの主要な工業基盤は石油精製・石化産業とアルミ精錬である。石油精製・石化産業にかんしては、同国がサウジアラビア東部州という大産油地帯と浅瀬の海を隔てて 30 km ほどしか離れていないという地点に位置しているため、サウジアラビアで産出した原油をパイプラインでバハレーンに送って精製を行っている。もちろんサウジアラビアにも精製所はあるのだが、精油所の能力などから全てをサウジアラビアで精製することができないためである。こうした事情から GCC 諸国にあってバハレーンは石油輸入のシェア、途上国からの輸入の比率が突出して高くなった。また、既述のように脱石油工業化を目指してバハレーンが育成した産業としてはアルミ精錬がある。そのため SITC-6(原料製品)の輸出が 85 年に 9.1% だったものが 97 年には 26.8% へと極めて大きい伸びをみせており、バハレーンの脱石油工業化にアルミ精錬は大きく貢献しているとみてよいだろう。しかもこのアルミ製品の主な輸出先が東南アジアであり、このことが対途上国向け輸出の比率を高くしているものと考えられる。97 年以降は本格的にヨーロッパ市場に同国産アルミ製品が進出し、EU との間で通商問題に発展している。いずれにせよ、バハレーンの貿易構造の特徴はサウジアラビア産原油の精製によるサウジアラビアとの域内貿易と、石油関連製品の輸出が多い GCC 諸国にあってアルミニウムという脱石油産業製品の輸出にある程度成功している点にある。

オマーンは途上国との貿易が多いという特徴が読み取れる。オマーンは 6 カ国の中でもっとも遅くに石油が発見された国であり、かつバハレーンと同様に埋蔵量・産出量ともにさほど大きくない。そのため、全体の輸出に占める先進国向け石油の絶対量が少ないため、相対的に途上国との貿易が多くなるのである。

表6

パハレーン 輸出 (単位:億ドル)						パハレーン 輸入 (単位:億ドル)					
	1980	1985	1990	1995	1997		1980	1985	1990	1995	1997
全世界	36.1	28.2	28.5	28.5	31.1	全世界	34.8	31.5	38.4	39.8	48.3
先進国	8.3	7.2	7.2	6.8	7.9	先進国	11.2	13.5	18.1	13.3	16.7
途上国	19.7	15.8	15.5	21.4	22.7	途上国	23.3	17.9	20.2	23.2	27.4
うち アフリカ	2.4	2.4	2.9	1.1	0.5	うち アフリカ	0.04	0.02	0.03	0.4	0.5
アジア	7.1	5.7	6.7	14.6	14.7	アジア	2.3	1.9	2.1	2.9	3.0
ヨーロッパ	0.003	0.002	0.007	1.3	1.7	ヨーロッパ	0.4	0.4	0.4	1.4	1.7
中東	10.1	7.7	6.0	4.3	5.6	中東	20.4	15.5	17.5	18.0	21.5
GCC	8.8	6.7	4.9	3.4	4.6	GCC	20.3	15.3	17.2	17.2	20.9
中南米	0.02				0.1	中南米	0.2	0.1	0.1	0.6	0.7
USSR 等						USSR 等					
その他	7.9	5.3	5.7	0.3	0.4	その他	0.01	0.07	0.08	3.3	4.3

- ・四捨五入の関係上、数値が一致しない場合がある。
 - ・USSR等は95・97年にはヨーロッパに計上されている。
- 出典 Direction of Trade Statistics Yearbook, IMF, Variousissues.

表7

クウェート 輸出 (単位:億ドル)						クウェート 輸入 (単位:億ドル)					
	1980	1985	1990	1995	1997		1980	1985	1990	1995	1997
全世界	204.0	108.2	81.5	135.9	141.2	全世界	65.3	61.6	40.5	77.0	70.1
先進国	102.6	57.3	41.6	64.0	67.8	先進国	48.4	46.5	24.8	58.3	57.2
途上国	78.7	44.7	35.3	71.8	73.5	途上国	13.9	15.0	15.6	18.6	13.0
うち アフリカ	1.8	2.3	2.4	4.9	5.5	うち アフリカ	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3
アジア	44.5	30.0	25.5	63.9	65.0	アジア	8.5	8.8	6.7	8.3	8.3
ヨーロッパ	1.0	1.0	0.9	1.0	1.6	ヨーロッパ	2.0	2.1	2.7	2.4	2.0
中東	20.5	11.4	4.9	2.0	1.0	中東	2.6	3.3	5.5	6.9	1.2
GCC	9.5	4.2	0.6	1.2		GCC	0.9	1.2	3.7	5.1	
中南米	10.8		1.6	2.9	0.4	中南米	0.7	0.6	0.6	0.8	1.2
USSR 等	1.5					USSR 等	0.8				
その他	3.4	6.2	4.6			その他	0.02	0.1	0.1		

- ・四捨五入の関係上、数値が一致しない場合がある。
 - ・USSR等は95・97年にはヨーロッパに計上されている。
 - ・途上国計にUSSR等は入らない。
- 出典 Direction of Trade Statistics Yearbook, IMF, Variousissues..

表8

オマーン 輸出 (単位: 億ドル)						オマーン 輸入 (単位: 億ドル)					
	1980	1985	1990	1995	1997		1980	1985	1990	1995	1997
全世界	32.9	47.0	45.8	51.1	64.0	全世界	17.3	31.5	27.3	42.5	49.4
先進国	25.5	31.0	8.6	21.7	21.6	先進国	11.0	21.3	16.3	23.3	31.0
途上国	5.3	13.1	37.2	29.4	42.2	途上国	6.1	10.3	10.4	19.2	18.4
うち アフリカ	0.001	0.6	1.9	1.7	0.89	うち アフリカ	0.2	0.01	0.1	0.1	0.1
アジア	3.6	11.7	5.4	26.4	39.8	アジア	1.7	2.7	2.7	5.6	3.9
ヨーロッパ	0.32		0.04	0.02	0.02	ヨーロッパ	0.2	0.14	0.3	0.4	0.3
中東	0.13		29.8	1.3	1.5	中東	3.9	7.2	7.3	12.6	13.6
GCC	0.1		26.0	1.13	1.34	GCC	3.85	7.19	7.22	12.18	13.34
中南米	1.3	0.75	0.002	0.02		中南米	0.1	0.23	0.1	0.4	0.4
USSR 等						USSR 等	0.1				
その他	1.1	2.9				その他			0.5	0.05	0.06

・四捨五入の関係上、数値が一致しない場合がある。

・USSR等は95・97年にはヨーロッパに計上されている。

出典 Direction of Trade Statistics Yearbook, IMF, Various issues.

表9

カタール 輸出 (単位: 億ドル)						カタール 輸入 (単位: 億ドル)					
	1980	1985	1990	1995	1997		1980	1985	1990	1995	1997
全世界	14.4	11.4	16.9	31.1	44.3	全世界	14.4	11.4	16.9	31.1	44.3
先進国	11.2	8.5	12.2	22.8	34.4	先進国	11.2	8.5	12.2	22.8	34.4
途上国	2.9	2.5	4.8	8.2	9.8	途上国	2.9	2.5	4.8	8.2	9.8
うち アフリカ	0.08	0.01	0.04	0.07	0.09	うち アフリカ	0.08	0.01	0.04	0.07	0.09
アジア	1.2	1.1	2.0	2.8	3.3	アジア	1.2	1.1	2.0	2.8	3.3
ヨーロッパ	0.3	0.4	0.3	0.8	1.0	ヨーロッパ	0.3	0.4	0.3	0.8	1.0
中東	1.1	0.8	2.1	4.3	4.9	中東	1.1	0.8	2.1	4.3	4.9
GCC	0.7	0.4	1.5	3.6	4.2	GCC	0.7	0.4	1.5	3.6	4.2
中南米	0.3	0.2	0.4	0.2	0.6	中南米	0.3	0.2	0.4	0.2	0.6
USSR 等	0.05					USSR 等	0.05				
その他	0.06	0.3	0.03	0.1	0.1	その他	0.06	0.3	0.03	0.1	0.1

・四捨五入の関係上、数値が一致しない場合がある。

・USSR等は95・97年にはヨーロッパに計上されている。

出典 Direction of Trade Statistics Yearbook, IMF, Various issues.

表 10

サウジアラビア 輸出 (単位: 億ドル)						サウジアラビア 輸入 (単位: 億ドル)					
	1980	1985	1990	1995	1997		1980	1985	1990	1995	1997
全世界	1020.1	274.8	444.2	500.0	607.8	全世界	301.7	236.2	240.1	274.5	407.4
先進国	769.4	167.5	281.0	276.2	328.4	先進国	240.2	185.1	185.5	197.9	305.6
途上国	223.5	101.3	162.6	223.2	278.6	途上国	47.2	49.8	53.6	75.2	100.2
うち アフリカ	13.2	6.8	11.2	11.5	14.7	うち アフリカ	4.3	2.5	3.8	5.8	7.2
アジア	118.1	57.3	84.6	141.0	205.2	アジア	23.2	29.8	31.5	40.1	59.9
ヨーロッパ	25.6	2.6	10.9	15.6	9.5	ヨーロッパ	7.5	5.3	5.2	8.6	11.4
中東	33.3	22.4	40.9	43.7	37.7	中東	10.0	8.1	9.2	14.2	15.4
GCC	21.3	14.3	29.6	35.9	28.5	GCC	3.3	5.0	4.4	7.6	8.7
中南米	33.2	12.2	14.8	11.3	11.5	中南米	2.2	4.1	3.9	6.5	6.5
USSR 等						USSR 等	4.9				
その他	10.3	6.0	0.7	0.69	0.9	その他	2.7	1.4	1.6	1.4	1.6

- ・四捨五入の関係上、数値が一致しない場合がある。
 - ・USSR 等は 95・97 年にはヨーロッパに計上されている。
- 出典 Direction of Trade Statistics Yearbook, IMF, Various issues.

表 11

UAE 輸出 (単位: 億ドル)						UAE 輸入 (単位: 億ドル)					
	1980	1985	1990	1995	1997		1980	1985	1990	1995	1997
全世界	216.2	140.4	235.4	240.2	310.0	全世界	86.0	64.8	114.7	209.8	317.4
先進国	167.8	77.4	116.2	110.9	140.9	先進国	61.1	46.9	69.1	115.1	167.2
途上国	48.1	27.0	73.7	94.0	126.0	途上国	20.8	17.8	41.3	94.8	150.2
うち アフリカ	3.9	2.7	3.6	4.9	7.2	うち アフリカ	0.3	0.4	0.6	2.8	3.6
アジア	13.5	9.6	46.5	65.2	91.3	アジア	10.9	9.5	26.8	70.1	112.3
ヨーロッパ	4.1	0.04	2.6	2.4	3.0	ヨーロッパ	1.2	1.0	2.0	3.7	9.2
中東	14.3	7.8	19.2	21.2	24.2	中東	12.5	6.3	10.9	16.0	21.8
GCC	5.1	5.0	8.5	14.6	16.4	GCC	5.0	4.5	7.2	10.7	10.6
中南米	12.3	6.8	1.8	0.4	0.2	中南米	0.9	0.6	1.0	2.2	3.3
USSR 等						USSR 等	0.5				
その他		36.1	45.4	35.3	43.1	その他	2.3	0.09	4.2		0.01

- ・四捨五入の関係上、数値が一致しない場合がある。
 - ・USSR 等は 95・97 年にはヨーロッパに計上されている。
- 出典 Direction of Trade Statistics Yearbook, IMF, Various issues.

表12 GCC諸国品目別輸出入構成比率（単位：%）

輸出

	年	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	計
		-0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	-8	-9	
GCC 諸国	85	0.8	0.1	0.2	91.5	†	2.2	2.1	2.4	0.7	0.0	100
	97	1.0	0.4	0.4	84.2	0.1	3.2	5.4	3.4	1.6	0.3	100
バハレーン	85	0.1	0.1	0.1	87.8	0.4	0.2	9.1	2.3	0.3	0.1	100
	97	1.0	0.3	0.6	61.9	‡	3.6	26.8	1.6	3.8	0.0	100
クウェート	85	0.8	†	0.3	89.7	†	1.6	2.3	4.0	1.2	0.0	100
	97	0.3	†	0.3	97.0	†	1.4	0.6	0.2	0.1	0.1	100
オマーン	85	1.2	0.1	0.1	93.8	†	†	0.6	3.9	0.2	0.2	100
	97	2.8	1.6	0.4	76.0	0.2	0.6	2.3	12.2	3.1	0.8	100
カタール	89	†	†	0.3	82.0	†	12.4	5.0	‡	0.1	0.2	100
	97	0.1	†	0.2	80.1	†	13.6	4.0	†	1.7	0.3	100
サウジアラビア	85	0.3	†	0.2	94.4	†	2.8	0.5	1.4	0.2	0.2	100
	96	0.6	†	0.3	89.3	†	6.4	1.9	1.2	0.2	0.2	100
UAE	85	1.7	0.8	0.3	89.0	†	0.5	3.5	3.2	1.5	0.0	100
	94	0.3	0.2	0.5	94.5	†	0.3	2.7	0.2	1.1	0.2	100

輸入

	年	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	SITC	計
		-0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	-8	-9	
GCC 諸国	85	13.2	1.4	1.5	4.9	0.4	6.1	22.4	35.6	14.5	0.9	100
	97	11.4	1.7	1.7	7.9	0.5	7.6	18.1	37.8	10.8	2.5	100
バハレーン	85	6.8	1.3	1.2	46.8	0.3	5.1	11.3	20.7	6.6	0.2	100
	97	8.9	1.6	1.2	36.6	0.5	9.9	15.3	18.3	7.3	0.2	100
クウェート	85	15.0	1.4	1.2	0.7	0.4	6.2	20.2	41.9	12.9	0.0	100
	97	13.7	1.0	1.3	0.5	0.5	8.4	20.1	38.6	14.1	1.8	100
オマーン	85	11.7	1.7	1.4	1.9	0.4	4.1	22.7	42.9	13.3	2.7	100
	97	11.7	3.7	2.1	2.1	0.5	6.1	17.7	42.8	10.2	3.1	100
カタール	89	15.2	2.2	3.0	0.8	0.8	5.2	19.3	39.3	14.0	0.4	100
	97	8.9	0.8	2.5	0.6	0.4	5.4	22.6	50.6	8.0	0.2	100
サウジアラビア	85	13.2	1.3	1.3	0.5	0.4	6.5	24.7	36.2	15.9	1.1	100
	96	15.5	0.7	2.0	0.2	0.7	9.4	20.1	35.5	11.4	4.5	100
UAE	85	14.7	1.5	2.2	6.5	0.5	6.0	21.6	31.3	15.5	0.2	100
	94	9.3	0.7	1.8	1.3	0.4	6.2	23.6	40.1	15.5	1.2	100

SITC-0：食料品および動物 SITC-1：飲料およびタバコ SITC-2：食用に適さない原料（鉱物性燃料を除く）

SITC-3：鉱物性燃料，潤滑油その他これらに類するもの SITC-4：動物性又は植物性の油脂

SITC-5：化学工業生産品 SITC-6：原料別製品 SITC-7：機械類および輸送用機器類

SITC-8：雑製品 SITC-9：特殊取扱品

† 0.1以下 ‡ ほぼ0

出典 United Nations ESCWA, *op.cit.*, pp.103-106. から必要箇所を抜粋し，一部表記を改めている。

残るサウジアラビア，クウェート，カタール，UAE であるが，これら諸国はいずれも多少の差異はあれ，輸出の大半を先進国向けの石油が占め，輸入は先進国からの機械，自動車，原材料製品，食料が占めている（食料は途上国や中東から輸入されるものも多い）。これら4カ国の貿易

表 13 GCC 域内貿易比率（1980 - 1997 年）

輸出（各国の全輸出額に占める GCC の比率：単位％）

	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	1997 年
バハレーン	24	24	17	11	20
クウェート	5	4	0.7	0.9	1
オマーン	0.3	0.5	56	2	2
カタール	3	2	6	6	4
サウジアラビア	2	5	7	7	5
UAE	2	4	4	6	5

・97年にクウェートは統計数値を公表していないため、各国の値に対クウェート貿易は含まれていない。

・クウェートの97年の欄は96年の値

輸入（各国の全輸入額に占める GCC の比率：単位％）

	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	1997 年
バハレーン	58	49	45	44	43
クウェート	1	2	9	7	
オマーン	22	23	26	52	27
カタール	5	3	8	12	9
サウジアラビア	1	2	2	3	2
UAE	6	7	6	5	3

・輸出同様，97年はクウェートの値を含んでいない。

出典 Direction of Trade Statistics Yearbook, IMF, Various issues.

構造は典型的な産油国，一次産品輸出国の姿である。もっとも，UAE のドバイなどでさかんに行われている中継貿易は圧倒的にイランや中央アジア，インド亜大陸向けであることを反映して，UAE の場合は途上国の比率が高くなっている。

以上のような6カ国の貿易構造から推測できるように，地域経済統合の域内貿易を増加させるという貿易創造効果は極めて限定的である。表13で1980年からのGCC域内貿易比率を挙げているが，GCC結成以前の1980年の域内貿易量と，1983年に自由貿易地域が創設された後の域内貿易量を比べるとほとんどが横ばい状態にある。その最大の理由は，GCC諸国は大なり小なり産油国であるため主要な輸出品は石油にならざるをえず，産業基盤が弱く自国で生産できない消費財を石油輸出の代金で輸入するという同質的貿易構造をもっており，ほとんど域内貿易を行う必要がない点にある。また，工業も石油関連産業に偏っており，域内の貿易の増加にはほとんど貢献してこなかったことも無視できない。GCCが自由貿易地域を設けても，そもそも域内貿易量が少ない構造であり，設立後も域内貿易を増やす有効な政策をとってこなかった（とれなかった）こともあり，貿易創造効果はほとんどみられない。加えて，各国の産業基盤の弱さから消費財は輸入に頼らざるを得ず，貿易転換効果も期待できない。

以上のように GCC の域内貿易は自由貿易地域が成立したところで増加しておらず、また、域内貿易比率も低い水準にある。しかし、IMF のハサン・アル・アトラシュ (Al-Atrash, Hassan) らの研究によると、アラブ諸国は地理的・生産構造からマグレブ、GCC、マシュリク、その他の4つの地域に分けられ、「1998年の120億ドルにのぼるアラブ域内貿易のうち、約60%はGCC諸国によるものであり、25%がマシュリク諸国によるものである」³³⁾とされている。そして、「重要なことは4つのサブ・リージョナル・グループ内の(域内)貿易比率は全てのイントラ・アラブ貿易よりも高い。(中略)GCCの対アラブ諸国輸出のうち4分の3がGCC向けである。(中略)大半のイントラ・アラブ貿易はサブ・リージョナル・グループ内で行われている。その理由としてはアラブ諸国間よりもサブ・リージョナル・グループ内のほうが貿易障壁は低く、サブ・リージョナル・グループ内ですら比較優位の違いがあるからである」³⁴⁾と、イントラ・アラブ貿易におけるGCCなどのサブ・リージョナル・グループ間の域内貿易比率が高いことを指摘している(表14, 15)。事実、クウェートを除くGCC諸国の対中東・アラブ諸国向

表14 1998年イントラ・アラブ貿易指標

	輸出国				
	アラブ諸国	マグレブ諸国	GCC諸国	マシュリク諸国	その他諸国
仕向国	域内貿易額(億ドル)				
アラブ諸国	120	16	75	26	3
マグレブ	20	10	6	4	0
GCC	68	1	53	12	2
マシュリク	26	5	12	10	0
その他	6	0	4	0	1
	対世界貿易に占める域内貿易比率(%)				
アラブ諸国	8.2	4.9	7.7	22.7	12.5
マグレブ	1.4	3.1	0.6	3.3	0.0
GCC	4.6	0.4	5.5	10.2	7.5
マシュリク	1.8	1.4	1.2	8.6	0.1
その他	0.4	0.0	0.4	0.6	4.9
	対アラブ貿易に占める域内比率(%)				
アラブ諸国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
マグレブ	16.7	63.2	7.7	14.7	0.1
GCC	56.6	7.6	71.4	44.9	59.9
マシュリク	21.8	29.1	15.6	37.7	0.8
その他	4.9	0.1	5.2	2.7	39.3

マグレブ：アルジェリア、リビア、モーリタニア、モロッコ、チュニジア

マシュリク：エジプト、ヨルダン、レバノン、シリア、スーダン

その他：ジブチ、ソマリア、イエメン

出典 Al-Atrash, Hassan, and Tarik Yousef, *Intra-Arab Trade: Is It Too Little?*, IMF, 2000, p.5.

33) Al-Atrash, Hassan, and Tarik Yousef, *Intra-Arab Trade: Is It Too Little?*, IMF, 2000, pp.6-7.

34) *Ibid.*, p.7.

表15 GCC各国の域内貿易先上位3カ国(対中東アラブ諸国)(単位:%)

輸出

	1990年				1997年			
	1位	2位	3位	累計	1位	2位	3位	累計
バハレーン	サウジ 49.1	カタル 30.9	UAE 11.3	91.0	サウジ 55.4	UAE 28.7	カタル 9.0	93.2
クウェート	イラク 50.9	サウジ 19.1	ヨルダン 7.4	73.0	イエメン 91.3	レバノン 8.7		100
オマーン	UAE 76.0	サウジ 12.0	イラク 3.7	92.0	バハレーン 46.3	サウジ 42.5	ヨルダン 5.1	94.0
カタル	UAE 54.1	サウジ 21.8	クウェート 13.4	89.0	UAE 58.9	サウジ 31.9	バハレーン 4.2	95.0
サウジ	バハレーン 43.0	UAE 19.7	エジプト 15.9	79.0	バハレーン 42.9	UAE 35.4	エジプト 7.0	85.3
UAE	オマーン 56.3	サウジ 15.1	クウェート 5.8	77	オマーン 58.4	サウジ 22.4	カタル 8.8	89.6

輸入

	1990年				1997年			
	1位	2位	3位	累計	1位	2位	3位	累計
バハレーン	サウジ 95.4	UAE 3.0	カタル 0.7	99.0	サウジ 93.6	UAE 4.3	レバノン 0.8	
クウェート	サウジ 40.3	イラク 14.0	UAE 12.0	66.0	イエメン 50.8	レバノン 49.2		100
オマーン	UAE 85.4	サウジ 8.0	バハレーン 3.3	97.0	UAE 83.4	サウジ 13.3	バハレーン 1.8	98.5
カタル	UAE 54.2	サウジ 21.8	クウェート 13.0	89.0	サウジ 40.9	UAE 35.6	バハレーン 10.3	86.9
サウジ	バハレーン 43.0	UAE 19.7	エジプト 16.0	79.0	UAE 27.5	バハレーン 19.1	エジプト 18.9	65.5
UAE	オマーン 56.3	サウジ 15.1	クウェート 5.8	77.0	サウジ 56.7	バハレーン 10.1	カタル 9.2	76.0

出典 United Nations ESCWA, *op.cit.*, 1999, pp.114-115. より作成。

原資料 IMF, *Direction of Trade Statistics Quarterly*, December 1995 and June 1998. から ESCWA スタッフが集計。

け輸出入はほとんどが対 GCC 諸国向けである。グループ国間の比較優位の違いについての指摘には疑問が残るが、アル・アトラシュらが分析したように中東・アラブ地域の地域経済統合という観点からみた場合、GCCはある一定の成果をあげていると言えなくもない。

しかしまた、表16のように世界に目を転ざると、GCCの域内貿易量の少なさは際立っている。1998年のGCC域内貿易比率は5.5%(表14)であるが、この数値は他の地域統合体と比べてきわめて低い。EUの56%やNAFTAの51%とは比べるまでもないが、途上国間の地域統合であるメルコスル諸国とチリの25%やアンデス共同体の11%に比べてもかなり低い。ま

表 16 1970-1998 年世界の主要な地域統合体の域内貿易の趨勢
(世界輸出に占める対域内輸出のシェア：%)

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1998
全てのアラブ諸国	5.2	4.9	4.5	7.8	9.4	6.7	8.2
アンデス共同体 1)	1.7	3.6	3.5	3.1	4.0	11.3	11.4
オーストラリア& ニュージーランド	6.1	6.1	6.4	7.0	7.6	9.9	8.6
南米諸国 2)	11.4	11.1	14.3	6.7	10.6	21.6	25.5
東アジア諸国 3)	19.2	21.3	22.4	20.7	20.7	26.4	22.2
NAFTA	36.0	34.6	33.6	43.9	41.4	46.2	51.0
EU	59.5	57.7	60.8	59.2	65.9	62.4	56.8

1) 1969年にコロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラが参加して発効。95年に関税同盟化。

2) アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイ。メルコスルはチリ以外の4カ国で成立している。メルコスルとチリ、ボリビア両国は自由貿易協定を締結している。

3) 中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、タイ(台湾は含まず)。

出典 Al-Atrash, *op.cit.*, p.6.

た、東アジア諸国も日本や韓国を含んでいるため単純な比較はできないが、22%とやはりかなり高い。

また、域内貿易の伸び率それ自身も注目すべきである。表 16 は 1970 年からのデータであり、EU の伸び率はさほど高くないような感を受けるが、EU (EC) の場合は 1958 年のローマ条約によって自由貿易地域が完成しており(関税同盟化は 1968 年)、60 年代の域内貿易伸び率は 13.6%、60 年代後半～70 年代では 21% 前後であって、それ以降は伸びにブレーキがかかり、EU 統合深化の過程で急激な伸びはあったものの持続的な伸びは見られていない³⁵⁾。しかし NAFTA と南米、東アジアの伸びは著しく、とくに NAFTA では 15 ポイントも伸びており、GCC がほとんど横ばいの傾向であるのと比べて大きな違いとなっている。

以上の分析から貿易創造効果、貿易転換効果といった地域統合の静態的效果はほとんど GCC にもたらされていないことが分かる。表 5 で地域統合の効果を挙げたがこれら 5 つの効果は単独であられるものではなく、5 つの「組み合わせであって、すぐれて実証的な問題である」³⁶⁾とされる。その他の効果について考えてみると、まず、交易条件効果は加盟国の購買力が強化され、域外からの輸入価格を押し下げるが、GCC 対外統一関税を導入するにあたって UAE などは現行税率を引き上げなければならず、これが逆に価格を上げてしまう結果になりかねない。また動態的效果である市場拡大効果では、この効果にともなって域内への直接投資が活発化する

35) 岡本由美子「共同市場と域内貿易」大西健夫・岸上慎太郎編『EU 統合の系譜』早稲田大学出版部、1995 年、80 ページ。なお、ここで EC についてはかなりの貿易転換効果があったことが指摘されている。

36) 通商産業省『通商白書 2000 総論編』2000 年、106 ページ。

る例が見られることが指摘されており、GCCについても最近欧米諸国が対GCC諸国向けの直接投資を増やしており、地域統合の成果があると評価されるかもしれない。しかし、こうした動きは特にサウジアラビアやクウェートなどが自国の財政苦境から70年代に国有化した油田の対外開放を進めることを望み、他方では欧米諸国も石油産業のコストダウンをはかり国際競争力を高めたいという双方の思惑が一致して直接投資が増大しているだけであり、GCC地域統合の直接的な成果では決してない。また、競争促進効果については、石油産業を除いてGCC諸国内に生産性を高めるべき産業が育っていない。石油産業にかんしてはEUとの通商問題になっていることからもうかがうことができるように既に圧倒的な競争力を有しており、対外市場をめぐるGCC諸国が争うことはあっても国内市場をめぐる争うことはない。以上のように地域統合の静態的效果と動態的效果からみた場合、GCC経済統合は失敗していると断言しても過言ではないであろう。

結 GCCの経済統合とは何か

第3章においてGCC地域経済統合のこれまでの成果を示し、その成果を貿易創造効果、貿易転換効果、交易条件効果など「伝統的な」地域経済統合理論に基づいて評価した。その結果、GCCの経済統合は統合の利点を享受できていないとの結論にいたった。それにもかかわらず、なぜGCCは現在より高度な統合の段階とされる関税同盟を求め、通貨統合といった段階まで模索しているのだろうか。

この答えは「対外経済関係」にあり、そのバーゲニング・パワーを獲得・拡大するという点に見出すことができよう。GCCの主要な輸出品は石油、石化製品でありこれらの主要な市場はEUやアメリカ、日本などの先進工業諸国である。EUやアメリカ、日本はGCC諸国への資本財、消費財を供給している諸国でもある。既述のように既にGCCはEUとの間に石化製品やアルミなどをめぐって通商問題を抱えている。今はとくに問題になっていないが、今後もアメリカや日本などともこうした問題が発生しないとは言い切れない。また現在協議されているEUとの自由貿易協定についても、同協定の締結によりEU製品が非課税となることで関税収入が減少することになる。しかし他方では、自らの石化製品などをいっそう自由にヨーロッパ市場に輸出可能となる。GCCでは輸出拡大による利益が関税収入減少を上回ると目論んでいるであろう。そのEUとの自由貿易協定締結に際しEUが提示した条件が「関税同盟化」である。2005年の関税同盟化によってEUが確実にGCCと自由貿易協定を締結するという保障はない。だが、EUとの協定を締結後のGCCは更なる市場拡大と自国で生産できない消費財などのスムーズな輸入のために、アメリカや日本などとの自由貿易協定締結も視野に入るであろう。アメリカや日本がこれまでとは異なり自由貿易協定という形態の地域統合路線を採用し始めていることはまことにタイミングよい。また、インドネシアやマレーシアなどのイスラーム諸国が中

心となっている ASEAN などとも自由貿易協定を結ぶことも考えられないことではない。とりあえず EU との自由貿易協定締結交渉が試金石となろうが、その EU の条件に応え、バグニング・パワーを増大させるという点に、現在の関税同盟化、すなわち経済統合の進展の意義が存在する。GCC 経済統合の進展は対外バグニング・パワーの増大、そしてそれに続いての自由貿易協定締結、輸出増というシナリオであり、これまでのようなヨーロッパ（EC・EU）を念頭においた「伝統的統合理論」とは異なった統合の論理が展開されている。もちろん「EU 型」の統合を志向して「伝統的統合理論」に基づいた域内の経済厚生を高めることも重要なのだが、それ以上にグローバル化した世界経済に取り残されないためにも対外経済関係を重視した統合を進展させることが現在の GCC にとって決定的に重要なのである。